

17. 建築物のバリアフリー化に関すること（建築物安全推進室）。
18. 長期優良住宅に関すること（建築物安全推進室）。
19. 建築物の省エネルギー対策に関すること（建築物安全推進室）。

地 方 機 関

○県土整備事務所

部、事業所、管理所及びスタッフの所掌事務は、次のとおりとする。

企画調整スタッフ

1. 管内地域づくりに関すること。
2. 市町村等の要望に関すること。
3. 危機管理に関すること。
4. 予算及び事業の調整に関すること。
5. 総合評価方式入札制度に関すること。
6. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。
7. 建設副産物対策に関すること。

業 務 部

（松江県土整備事務所及び出雲県土整備事務所にあっては第9号から第14号までに規定する事務を、県央県土整備事務所にあっては第5号に規定する事務を除く。）

1. 庶務に関すること。
2. 集合庁舎の管理に関すること（県央県土整備事務所に限る。）。
3. 公用車の運行管理等に関すること。
4. 防災活動の推進及び災害対策等の連絡調整並びに国民保護に関すること。
5. 水防に関すること。
6. 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。
7. 建設業に関すること。
8. 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関すること（技術に関する thing を除く。）。
9. 土木事業及び土地改良事業等の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関すること。
10. 土木事業及び土地改良事業等の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関する事務。

11. 農地等の換地に關すること（県管分に限る。）。
12. 治山・林道事業に伴う補償に關すること。
13. 一般国道9号・自動車専用道路建設事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に關すること（益田県土整備事務所に限る。）。
14. 一般国道9号・自動車専用道路建設事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に關すること（益田県土整備事務所に限る。）。
15. 他部の所掌に屬しない事項に關すること。

用 地 部

上記業務部の業務中9～12

維持管理部

（松江県土整備事務所にあっては第4号、第9号、第19号から第21号まで、第25号及び第27号に規定する事務並びに第23号に規定する事務（第4号、第9号及び第21号に係るものに限る。）を、雲南県土整備事務所にあっては第3号から第5号まで、第9号、第19号から第22号まで及び第27号に規定する事務並びに第23号に規定する事務（第3号から第5号まで、第9号及び第21号に係るものに限る。）を、出雲県土整備事務所にあっては第4号、第19号から第22号まで、第25号及び第27号に規定する事務並びに第23号に規定する事務（第4号及び第21号に係るものに限る。）を、県央県土整備事務所にあっては第3号から第5号まで、第9号、第19号から第22号まで及び第25号に規定する事務並びに第23号に規定する事務（第3号から第5号まで、第9号及び第21号に係るものに限る。）を、浜田県土整備事務所にあっては第3号、第4号、第22号、第25号及び第27号に規定する事務、第5号、第11号、第12号、第15号及び第16号に規定する事務のうち国土交通省港湾局所管に係るもの並びに第23号に規定する事務（第3号、第4号及び第5号（国土交通省港湾局所管に係るものに限る。）に係るものに限る。）を、益田県土整備事務所にあっては第22号、第25号及び第27号に規定する事務を除く。）

1. 道路の管理及び工事（維持修繕工事に限る。次号、第5号及び第6号において同じ。）の執行に關すること。
2. 河川の管理及び工事の執行に關すること。
3. 港湾の管理に關すること。
4. 空港の工事の執行に關すること。
5. 海岸保全区域の管理及び工事の執行に關すること（土木部の所掌に属するものに限る。次号、第12号、第15号及び第16号において同じ。）。
6. 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に關すること。

7. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関すること。
8. 都市計画法の施行に関すること。
9. 県立都市公園の管理に関すること。
10. 都市公園、土地区画整理及び駐車場法の施行に関すること。
11. 国土交通省所管の国有財産の管理に関すること。
12. 土地改良法及び土地区画整理法に基づく国有地編入に関すること。
13. 屋外広告物に関すること。
14. 景観に関すること。
15. 公有水面の埋立てに関すること。
16. 砂利採取法の施行に関すること。
17. 採石法の施行に関すること。
18. 優良宅地の認定に関すること。
19. 洪水調節に関すること。
20. ダム（農地防災ダムを含む。）及びその付属施設の管理及び調査に関すること。
21. ダム（農地防災ダムを除く。）に係る工事の執行に関すること。
22. 代行干拓及び補助干拓事業で造成した施設の管理に関すること。
23. 第1号から第6号まで、第9号、第10号及び第21号に係る公共土木施設の台帳の調製に関すること。
24. 県有財産の土木工事のうち、専門的な知識を必要とするものに関すること。
25. さくらおろち湖周辺スポーツ施設の維持管理に関すること。
26. 公共土木施設の長寿命化対策に関すること。
27. 水防に関すること。

農林工務部

1. 土地改良事業等の実施及び指導に関すること。
2. 土地改良財産の管理（干拓事業で造成した施設を除く。）及び処分に関すること。
3. 地すべり防止区域内の事業の実施に関すること（農地及び林野に係るものに限る。）。
4. 海岸保全区域内の事業の実施に関すること（農地に係るものに限る。雲南県土整備事務所及び県央県土整備事務所を除く。）。
5. 農地及び農業用施設の災害復旧事業（関連事業を含む。）の実施及び指導に関すること。
6. 土地改良事業等に係る設計基準に関すること。
7. 林道事業の実施（県有林内におけるものを含む。）及び指導に関すること。
8. 林道の災害復旧事業の実施（県有林内におけるものを含む。）及び指導に関すること。
9. 治山事業（県有林内におけるものを含む。）に関すること。

10. 林地荒廃防止施設及び林地の災害復旧事業の実施（県有林内におけるものを含む。）及び指導に関すること。

土木工務部

(松江国土整備事務所にあっては第5号及び第9号に規定する事務を、雲南国土整備事務所にあっては第4号、第5号、第6号及び第9号に規定する事務を、県央国土整備事務所にあっては第2号、第4号、第5号、第6号、第8号及び第9号に規定する事務を、浜田国土整備事務所にあっては第4号及び第5号に規定する事務並びに第6号、第10号及び第11号に規定する事務のうち国土交通省港湾局所管に係るものを除く。)

1. 道路の工事（維持修繕工事を除く。第3号、第6号及び第7号において同じ。）の執行に関すること。
2. 高速道路及び一般国道9号・自動車専用道路建設事業の施行に伴う調整に関すること。
3. 河川の工事の執行に関すること。
4. 港湾の工事の執行に関すること。
5. 空港の工事の執行に関すること。
6. 海岸保全区域の工事の執行に関する事（土木部の所掌に属するものに限る。）。
7. 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の工事の執行に関する事（土木部の所掌に属するものに限る。）。
8. 街路の工事の執行に関する事。
9. 公園の工事の執行に関する事。
10. 公共土木施設災害復旧工事及び都市災害復旧工事並びにこれらに関連する工事の執行に関する事。
11. 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関する事（技術に関するものに限る。）。
12. 第1号から第9号までに係る公共土木施設の台帳の調製に関する事。

松江北道路建設室

- 松江北道路の工事の執行に関する事。

建築部

(出雲国土整備事務所にあっては第1号に規定する事務を除く。)

1. 建築基準法の施行に関する事。
2. 建築士法の施行に関する事。
3. 宅地建物取引業法の施行に関する事。

4. 市町等の建築物（国土交通省所管の国庫補助金等又は県費補助金の伴うものに限る。）の指導及び検査に関すること。
5. 空き家対策に関すること。
6. 県営住宅の整備及び管理に関すること。
7. 建築物の防災及び安全対策に関すること。
8. 建築物のバリアフリー化に関すること。
9. 市町の公営住宅工事の技術支援に関すること。

技術管理スタッフ

1. 工事検査に関すること。
2. 土木工事の施工管理に関すること。
3. 土木技術等に関すること。
4. 会計実地検査に関すること。

志津見ダム・尾原ダム対策スタッフ

志津見ダム・尾原ダム事業に係る事業調整に関すること。

放水路対策スタッフ

斐伊川放水路事業に係る事業調整に関すること。

江の川治水事業推進スタッフ

江の川治水事業に係る事業調整に関すること。

事業所

1. 防災活動の推進及び災害対策等の連絡調整並びに国民保護に関すること（大田事業所に限る。）。
2. 水防に関すること。
3. 土木事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関すること。
4. 土木事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること。
5. 道路の管理及び工事の執行に関すること。
6. 一般国道9号・自動車専用道路建設事業の施行に伴う調整に関すること（大田事業所に限る。）。
7. 河川の管理及び工事の執行に関すること。
8. 港湾の管理及び工事の執行に関すること（仁多土木事業所及び津和野土木事業所を除く。）。
9. 海岸保全区域の管理及び工事の執行に関すること（大田事業所に限る。）。

10. 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関すること（土木部の所掌に属するものに限る。第16号、第19号及び第20号において同じ。）。
11. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関すること。
12. 都市計画法の施行に関すること。
13. 都市公園、土地区画整理及び駐車場法の施行に関すること。
14. 街路の工事の執行に関すること。
15. 国土交通省所管の国有財産の管理に関すること。
16. 土地改良法及び土地区画整理法に基づく国有地編入に関すること。
17. 屋外広告物に関すること。
18. 景観に関すること。
19. 公有水面の埋立てに関すること。
20. 砂利採取法の施行に関すること（河川区域内における砂利採取計画の認可に関するに限る。）。
21. 優良宅地の認定に関すること。
22. 洪水調節に関すること（仁多土木事業所及び津和野土木事業所を除く。）。
23. ダム及びその附属施設の管理及び調査に関すること（仁多土木事業所及び津和野土木事業所を除く。）。
24. ダムに関する工事の執行に関すること（仁多土木事業所及び津和野土木事業所を除く。）。
25. 公共土木施設災害復旧工事及び都市災害復旧工事並びにこれらに関連する工事の執行に関すること。
26. 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関すること（技術に関するものに限る。）。
27. 大田市における次に掲げる事項に関すること（大田事業所に限る。）。
 - ア 土地改良事業等の実施及び指導に関すること。
 - イ 土地改良事業等の施行に伴う土地等の取得及び補償に関すること。
 - ウ 農地等の換地に関すること（県営分に限る。）。
 - エ 土地改良財産の管理（干拓事業で造成した施設を除く。）及び処分に関すること。
 - オ 地すべり防止区域内の事業の実施、指導及び管理に関する事（農地に係るものに限る。）。
 - カ 海岸保全区域内の事業の実施、指導及び管理に関する事（農地に係るものに限る。）。
 - キ 農地防災ダム及びその附属施設の管理及び調査に関する事。
 - ク 農地及び農業用施設の災害復旧事業（関連事業を含む。）の実施及び指導に関する事。
 - ケ 土地改良事業等に係る設計基準に関する事。
28. 第5号、第7号から第10号まで、第12号、第13号、第24号及び第25号に係る公共土木施設の台帳の調製に関する事。

29. 県有財産の土木工事のうち、専門的な知識を必要とするものに関すること。

空港管理所

空港及びその附属施設の管理に関すること。

○河川総合開発事務所

1. 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。
2. ダム建設事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関すること。
3. ダム建設事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること。
4. ダムに係る調査及び工事の執行に関すること。

○空港管理事務所

1. 出雲空港及びその附属施設の管理に関すること。
2. 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。
3. 空港事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償並びに出雲空港の運用に伴う損害の賠償に関すること。
4. 空港事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること。

○宍道湖流域下水道事務所

1. 流域下水道の管理及び工事の執行に関すること。
2. 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。
3. 公共土木施設災害復旧工事及びこれらに関連する工事の執行に関する事（流域下水道事業に限る。）。
4. 流域下水道に係る公共土木施設の台帳の調整に関する事。
5. 流域下水道事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関する事。
6. 流域下水道事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関する事。

○港湾振興センター

1. 浜田港の利活用促進に関する事。
2. 港湾の管理及び工事の執行に関する事。
3. 海岸保全区域の管理及び工事の執行に関する事（国土交通省港湾局所管に係るものに限る。）。
4. 公共土木施設災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関する事（国土交通省港湾局所管に係るものに限る。）。
5. 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関する事。

6. 土木事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関する事項（国土交通省港湾局所管に係るものに限る。）。
7. 土木事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関する事項（国土交通省港湾局所管に係るものに限る。）。
8. 国土交通省港湾局所管の国有財産の管理に関する事項。
9. 土地改良法及び土地区画整理法に基づく国有地編入に関する事項（国土交通省港湾局所管に係るものに限る。）。
10. 公有水面の埋立てに関する事項（国土交通省港湾局所管に係るものに限る。）。
11. 砂利採取法の施行に関する事項（国土交通省港湾局所管に係るものに限る。）。
12. 第2号から第4号までに係る公共土木施設の台帳の調製に関する事項。
13. 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関する事項（国土交通省港湾局所管に係るものに限る。）。
14. 浜田ポートセンターの管理に関する事項。

○隠岐支庁県土整備局

企画調整スタッフ

1. 管内地域づくりに関する事項。
2. 町村等の要望に関する事項。
3. 危機管理に関する事項。
4. 予算及び事業の調整に関する事項。
5. 総合評価方式入札制度に関する事項。
6. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関する事項。
7. 建設副産物対策に関する事項。

業 務 部

1. 庶務に関する事項。
2. 公用車の運行管理等に関する事項。
3. 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関する事項。
4. 建設業に関する事項。
5. 水防に関する事項。
6. 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関する事項（技術に関するものを除く。）。
7. 土木事業及び土地改良事業等の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関する事項。

8. 土木事業及び土地改良事業等の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること。
9. 農地等の換地に関すること（県営分に限る。）。
10. 治山・林道事業に伴う補償に関すること。
11. 局の所掌に属する事項のうち、他部の所掌に属しない事項に関すること。

維持管理部

1. 道路の管理及び工事（維持修繕工事に限る。次号、第5号及び第6号において同じ。）の執行に関すること。
2. 河川の管理及び工事の執行に関すること。
3. 港湾の管理に関すること。
4. 空港の工事の執行に関すること。
5. 海岸保全区域の管理及び工事の執行に関する事項（土木部の所掌に属するものに限る。次号、第11号、第14号及び第15号において同じ。）。
6. 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関すること。
7. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関する事項。
8. 都市計画法（昭和43年法律第100号）の施行に関する事項。
9. 都市公園、土地区画整理及び駐車場法の施行に関する事項。
10. 国土交通省所管の国有財産の管理に関する事項。
11. 土地改良法及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく国有地編入に関する事項。
12. 屋外広告物に関する事項。
13. 景観に関する事項。
14. 公有水面の埋立てに関する事項。
15. 砂利採取法の施行に関する事項。
16. 採石法の施行に関する事項。
17. 優良宅地の認定に関する事項。
18. 洪水調節に関する事項。
19. ダムに係る工事の執行に関する事項。
20. ダム及びその附属施設の管理及び調査に関する事項。
21. 第1号から第3号まで、第5号、第6号、第9号及び第19号に係る公共土木施設の台帳の調製に関する事項。
22. 県有財産の土木工事のうち、専門的な知識を必要とするものに関する事項。
23. 公共土木施設の長寿命化対策に関する事項。

農林工務部

1. 土地改良事業等の実施及び指導に関すること。
2. 土地改良財産の管理及び処分に関すること。
3. 地すべり防止区域内の事業の実施に関すること（農地及び林野に係るものに限る。）。
4. 海岸保全区域内の事業の実施に関すること（農地に係るものに限る。）。
5. 農地及び農業用施設の災害復旧事業（関連事業を含む。）の実施及び指導に関すること。
6. 土地改良事業等に係る設計基準に関すること。
7. 林道事業の実施及び指導に関すること。
8. 林道の災害復旧事業の指導に関すること。
9. 治山事業に関すること。
10. 林地荒廃防止施設及び林地の災害復旧事業の実施及び指導に関すること。

土木工務部

1. 道路の工事（維持修繕工事を除く。次号、第4号及び第5号において同じ。）の執行に関すること。
2. 河川の工事の執行に関すること。
3. 港湾の工事の執行に関すること。
4. 海岸保全区域の工事の執行に関すること（土木部の所掌に属するものに限る。）。
5. 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の工事の執行に関するこ（土木部の所掌に属するものに限る。）。
6. 街路の工事の執行に関すること。
7. 公共土木施設災害復旧工事及び都市災害復旧工事並びにこれらに関連する工事の執行に関するこ。
8. 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関するこ（技術に関するものに限る。）。
9. 第1号から第7号までに係る公共土木施設の台帳の調製に関するこ。

建築部

1. 建築基準法の施行に関するこ。
2. 建築士法の施行に関するこ。
3. 宅地建物取引業法の施行に関するこ。
4. 町村等の建築物（国土交通省所管の国庫補助金等又は県費補助金の伴うものに限る。）の指導及び検査に関するこ。
5. 空き家対策に関するこ。

6. 県営住宅の整備及び管理に関すること。
7. 建築物の防災及び安全対策に関すること。
8. 建築物のバリアフリー化に関すること。
9. 町村の公営住宅工事の技術支援に関すること。

技術管理スタッフ

1. 工事検査に関すること。
2. 土木工事の施工管理に関すること。
3. 土木技術等に関すること。
4. 会計実地検査に関すること。

島前事業部

1. 島前集合庁舎の管理に関すること（秩序維持に係る業務に限る。）。
2. 公用車の運行管理等に関すること。
3. 島前地区における災害対策等の連絡調整の補助に関すること。
4. 水防に関すること。
5. 土木事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関すること。
6. 土木事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること。
7. 道路の管理及び工事の執行に関すること。
8. 河川の管理及び工事の執行に関すること。
9. 港湾の管理及び工事の執行に関すること。
10. 海岸保全区域の管理及び工事の執行に関すること（土木部の所掌に属するものに限る。次号、第16号、第19号及び第20号において同じ。）。
11. 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関すること。
12. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関すること。
13. 都市公園、土地区画整理及び駐車場法の施行に関すること。
14. 都市計画法の施行に関すること。
15. 国土交通省所管の国有財産の管理に関すること。
16. 土地改良法及び土地区画整理法に基づく国有地編入に関すること。
17. 屋外広告物に関すること。
18. 景観に関すること。
19. 公有水面の埋立てに関すること。
20. 砂利採取法の施行に関すること。
21. 優良宅地の認定に関すること。

22. 洪水調節に関すること。
23. ダム及びその附属施設の管理及び調査に関すること。
24. ダムに係る工事の執行に関すること。
25. 公共土木施設災害復旧工事及び都市災害復旧工事並びにこれらに関連する工事の執行に関すること。
26. 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関すること（技術に関するものに限る。）。
27. 第7号から第11号まで、第13号、第24号及び第25号に係る公共土木施設の台帳の調製に関すること。
28. 公共土木施設の長寿命化対策に関すること。

隠岐空港管理所

空港及びその附属施設の管理に関すること。